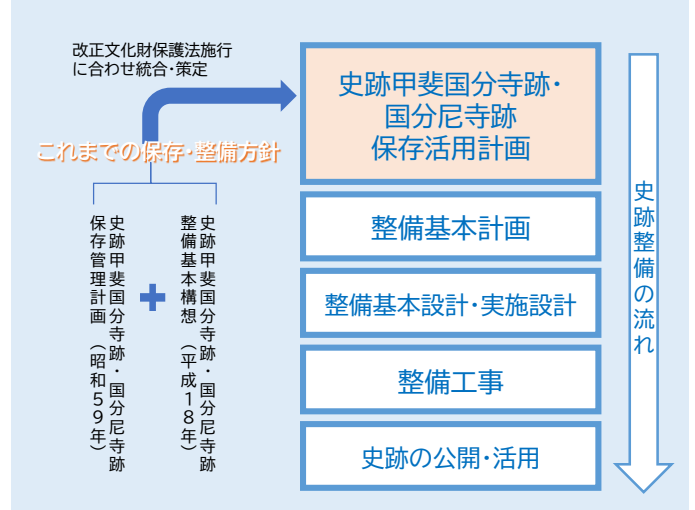




計画策定の沿革・目的

社会情勢の変化を受け、地域における文化財の計画的な保存・活用に取り組む必要があるとされ、平成31年4月に文化財保護法が改正・施行されました。この中で、保存活用計画は、文化財保護の基本となる法定計画として位置づけられました。

これまでも史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡に関する計画は策定されており、これらの計画に基づいて、笛吹市では史跡の整備や調査、活用事業を進めてきましたが、文化財保護法改正を踏まえ、史跡の保存・活用・整備のマスタープランである保存活用計画を新たに策定することとなりました。



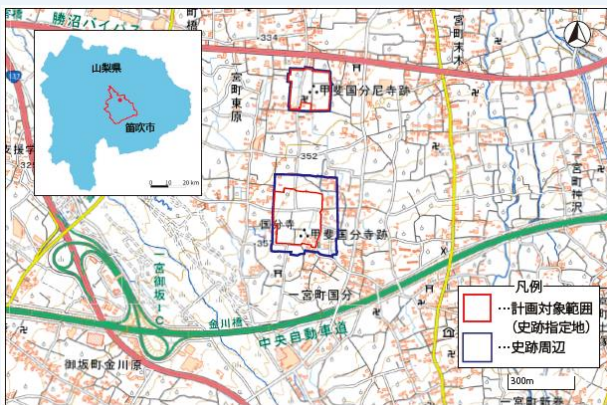
史跡の概要

史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡は、天平13(741)年の聖武天皇による国分寺建立の詔によって設置された甲斐国(山梨県)の国分寺・国分尼寺です。

設置にあたっては、国の中でも良い場所を選ぶことが命じられ、笛吹川に向かって流れる金川右岸扇状地の扇央部に国分寺・国分尼寺が造営されました。

国分寺には、七重塔や金堂、講堂、中門とそこから塔を取り囲うように設置された回廊などがあったとされ、東西約220m、南北約240mの範囲が大正11年10月12日に「甲斐國分寺址」として国の史跡に指定されました。

国分尼寺には、国分寺跡の北方約500mに立地し、金堂や講堂などがあったとされる約180m四方が昭和24年7月13日に国の史跡に指定されました。



史跡位置図



甲斐国分寺跡



軒丸瓦



軒丸瓦



鬼瓦



墨書土器「金寺」

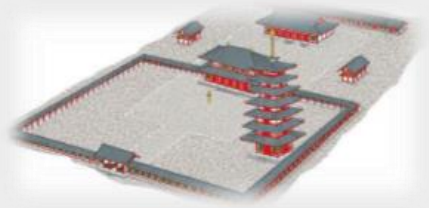
史跡の価値

史跡の本質的価値

1. 甲斐国をはじめとするわが国の古代史を理解するうえで欠かせない遺跡である。

甲斐国分寺跡・国分尼寺跡は、その規模や遺構・遺物から、古代甲斐国の豊かな経済力や相当の技術力によって造営されたと考えられます。

また、出土する墨書土器には人名や役職に関わるものや、「石禾(いさわ)」といった地名に関わるものがあり、甲斐国や日本の古代史を知る上で重要な史跡です。



甲斐国分寺跡復元想定図

2. 国分寺・国分尼寺の寺院地の広がりを感じ、全域で遺構の保存状態が良好である。

甲斐国分寺跡・国分尼寺跡は、当時の建物礎石等が良好な状態で現存しています。国分寺・国分尼寺ともに良好に残され、寺域の広がりを感じることができる史跡は全国的に見て貴重であり、今後の国分寺研究によって欠かせない史跡です。



発掘調査現地説明会

3. 豊富な石材によって装飾された「石の国分寺」という特徴。

発掘調査によって、甲斐国分寺跡は豊富な石材で飾られた寺院であることがわかりました。金堂跡の基壇や南面の石敷き、講堂跡南面の石敷き等、豊富な石材を活用した装飾が施されており、全国的に見て特徴的な国分寺と言えます。



甲斐国分寺跡金堂跡南面石敷

新たな価値評価の視点

1. 現代まで寺院地として利用されていた歴史的な文脈を持つ史跡である。

甲斐国分寺跡の後継寺院である護國山國分寺は、永禄年間に武田信玄の寄進によって再興が図られました。以降、同じ地で法灯を継いできた歴史的な文脈は史跡の価値を高めています。



護國山國分寺 本堂

2. 歴史的景観と現代の景観が調和する独特な空間を創出している史跡である。

(1) 古代から連綿と続く山々に囲われた歴史的景観

史跡からは、甲府盆地や秩父山地など、美しい景観を望むことができます。史跡からの眺望は、古代から変わらない歴史的景観であり、「国分寺建立の詔」で述べられている好处であると言えます。

(2) 史跡と調和した「桃源郷」の景観

史跡周辺は、世界農業遺産にも認定された景観が広がっており、歴史的景観と現代の農地景観が調和した独特な空間を創出しています。



山々を望む景観

- ▶ 史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の価値を確実に次世代に継承するとともに、現状と課題を踏まえながら保存・活用・整備を図る。その望ましい将来像について、大綱として以下に示す。

古代甲斐国の歴史的景観を今に伝える
史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の価値や特色
を市民と共に守り、活かし、未来へ繋ぐ

基本方針

大綱の考え方を根本に据え、史跡の保存(保存管理)、活用、整備、運営体制の整備について、以下の通り、基本的な方針を設定する。

史跡の保存(保存管理)

1. 調査研究の継続的な実施
 - 発掘調査をはじめとして、今後も調査研究によって価値を明確化していく。
2. 現状変更取扱い基準の設定
 - 現状変更は明確な方針を定め、適切に運用する。
3. 適切な維持管理
 - 史跡の適切な保存に向け、維持管理を継続して行う。
4. 追加指定・公有地化
 - 今後の調査成果等を踏まえ、追加指定・公有地化を検討していく。

史跡の活用

1. 教育における活用
 - 史跡の本質的価値を伝えていくことに主眼を置き、分かりやすく発信する。
2. 観光における活用
 - 史跡の持つ価値を活かし、周辺文化財や地域資源と連携し、広域的な活用を推進する。
3. まちづくりにおける活用
 - 市民や観光客にとって憩いの場となるよう活用し、歴史文化を活かしたまちづくりを推進する。
4. 情報発信の強化
 - デジタルコンテンツ等を用いて情報発信を行っていく。

整備の方向性

1. 保存のための整備
 - 史跡の価値を保存するため、日常的な管理を行い、必要に応じて保存方法を検討する。
2. 活用のための整備
 - 来訪者が往時の姿を体感できるよう、地下遺構の復元表示や寺院空間の表現等によって、史跡の本質的価値を分かりやすく伝える整備を行う。
 - 良好な景観を活かし、市民や観光客にとって交流や憩いの場としての役割を備えた史跡整備を実施する。
 - 史跡の本質的価値を正しく伝えられるようデジタルコンテンツ等の整備を実施する。

運営・体制の整備

1. 保存・活用・整備事業体制の整備
 - 史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡を適切に保存・活用・整備するために庁内体制の整備を進めるほか、市民や有識者、関係機関との連携を継続的に行っていく。
2. 地域との協力体制の整備
 - 地域との連携強化のため、地元自治会や観光協会等と今後も協力体制を継続していく。

史跡の保存(保存管理)

現状・課題

- 地下遺構をはじめとする本質的価値の保存を第一として、継続的な調査研究により**史跡の本質的価値を明らかにしていく必要がある**。
- **地上に表出している遺構の保存**が必要である。
- 史跡内に民有地があり、現状変更行為の制限が求められる。
- 除草等公有化した指定地の**適切な管理**が求められる。
- 今後の調査成果によって**追加指定**を行う必要がある。

方法

- 日常の維持管理の継続により本質的価値を構成する要素の**確実な保存**に努める。
- 史跡の保存のために必要な**内容確認調査を計画的に実施**する。
- 現状変更取扱い基準を明確にし、周知することで、史跡を適切に保存する。
- 指定地外の構成要素について、今後の調査研究成果を踏まえながら**追加指定を検討**する。
- 所有者等の意向に基づき、史跡の**公有地化を実施**していく。

現状変更許可申請

- 文化財保護法第125条により、**史跡指定地内で土地等の形状変更**や保存に影響を及ぼす行為を行う場合、**文化庁長官、又は笛吹市教育委員会の許可を得る必要がある**。
- 史跡指定地内で現状変更行為を計画している場合や、行為に対し、許可申請が必要かどうか不明な場合、**笛吹市教育委員会にご相談ください**。

史跡の活用

現状・課題

- 遺構が顕在化されてない場所が多く、**本質的価値を分かりやすく伝える**必要がある。
- 遺構表示等の整備と合わせて**案内板等を設置**し、伝えていく必要がある。
- 周辺文化財や地域資源と**連携した活用**を図る必要がある。
- 様々な媒体を用いて積極的に**情報発信**を行う必要がある。

方法

- 継続的な調査研究によって明らかになった**本質的価値の公開・活用を進め、本質的価値を正しく伝えていく**。
- **郷土の歴史を学び、体感する場として活用を進めるとともに、講座や講演会、出前授業による教育的な活用を実施**する。
- 市内の史跡や文化施設等と連携した**周遊ルートの設定**。
- 周辺の文化施設や、他市町村と連携した**活用方法の検討**。
- **交流、憩いの場**としての活用。
- デジタル技術を活用し、史跡を分かりやすく伝える。
- 様々な媒体を用いて公開活用を促進していく。



史跡めぐり



現地説明会



桃の花まつり



春の様子

史跡の整備

- 甲斐国分寺跡は、短期計画で、現在**把握されている遺構を顕在化するための整備計画の策定に着手し、整備を実施**していく。追加で調査の必要がある遺構については、今後の調査成果をもとに整備方法を検討していく。また、史跡北部の未調査箇所は今後調査研究を進めながら、当面の間、多目的に活用していく。
- 甲斐国分尼寺跡は、短期～中期計画で内容確認調査を実施し、整備基本計画の策定に必要な遺構の情報を把握する。**長期計画で、整備計画を策定し、整備を実施**していく。

現状・課題

保存のための整備

- 地上遺構や地下遺構の保存を行うための整備が行われておらず、適切に保存するための整備を行う必要がある。
- 史跡の適切な管理のため、境界の可視化が必要がある。
- 雑草が繁茂しており、維持管理対策を講じる必要がある。

方法

- 盛土や植栽等により**地下遺構を確実に保存**し、地上に表出している遺構の劣化が確認される場合、修復を行う。
- 適切な管理のための境界の明示。
- 草本類の繁茂を防ぐため、植栽や土系舗装を検討する。

現状・課題

活用のための整備

- 史跡の本質的価値を正しく伝えるため、**地下遺構の顕在化を行う必要がある**。
- 案内板が設置されているが、**最新の情報や幅広い層へ伝えるための整備**が必要である。
- 周辺文化財との周遊ルートの設定といった連携方法を検討していく必要がある。
- 史跡来訪者が快適に過ごすため、危険防除対策や便益設備の設置を検討する必要がある。
- 史跡の本質的価値を分かりやすく伝えられるよう解説方法や公開方法について検討する必要がある。

方法

- 史跡の本質的価値を伝えるため、地下遺構の復元表示を主とした**顕在化の実施**。特に、史跡の特徴である「石の国分寺」を体感できる**遺構の顕在化方法**を検討していく。
- 史跡への理解を深められるよう**解説板の設置**。
- 近隣の博物館施設等と連携した周遊ルートの設定、自家用車等での来訪を想定した周遊ルートの検討。
- 来訪者が安全かつ快適に過ごせるよう**便益設備の設置**の検討。
- **公開、活用の拠点としてのガイダンス施設の検討**や、既存施設と連携したガイダンス機能の検討。
- **デジタル技術を活用**したガイダンス等の整備。

運営・体制の整備

現状・課題

- 保存・活用・整備事業を推進するための組織体制を確立する必要がある。
- 今後の整備事業においても、適切な指導・助言体制を構築する必要がある。
- 庁内や関係機関との連携協力体制を構築する必要がある。
- 整備・活用事業を地域と協働で進めていく必要がある。
- これまでに行われてきた協働事業を継続していく必要がある。

方法

- 専門職員の配置など、保存・活用・整備事業を推進するための事務局体制の整備。
- 外部有識者等から継続的に指導を受けるとともに、文化庁及び山梨県から指導を受ける。
- 庁内の関係部局との連携強化により円滑な相談・協力体制を構築。
- ワークショップ等の開催により、地域との情報共有を図るとともに、継続的な協力体制構築を図る。
- これまで行われてきた協働事業に加え、新規事業を検討する。
- 関連団体と連携窓口を設置する。

項目 / 期間		短期計画 (～ R10)	中・長期計画 (～ R20)
保存・管理	調査研究の継続的な実施	発掘調査、史料調査	●●●●●●●●●●●●●●
		地上遺構の状態に関する調査	●●●●●●●●●●●●●●
		その他必要な調査	●●●●●●●●●●●●●●
		指定地外に係る確認調査	●●●●●●●●●●●●●●
	現状変更行為の制限	現状変更に係る周知等	
	適切な日常管理	除草、消毒、日常の点検等	
	追加指定	追加指定の検討	
	公有地化	公有地化	
活用	教育における活用	パンフレット・ガイドブックの作成・配布	●●●●●●●●●●●●●●
		出前授業等メニュー作成	●●●●●●●●●●●●●●
		出前授業・歴史講座	●●●●●●●●●●●●●●
		博物館等での展示	●●●●●●●●●●●●●●
	観光における活用	周遊ルート検討	●●●●●●●●●●●●●●
		観光事業の検討・実施	●●●●●●●●●●●●●●
		多言語化の検討・整備	●●●●●●●●●●●●●●
	まちづくりにおける活用	現地ガイドの養成	●●●●●●●●●●●●●●
		現地ガイドによる案内	●●●●●●●●●●●●●●
	情報発信の強化	デジタルコンテンツの検討	●●●●●●●●●●●●●●
		デジタルコンテンツの整備・活用	●●●●●●●●●●●●●●
		現地説明会・史跡めぐり・講演会等の開催	●●●●●●●●●●●●●●
HP等での発信		●●●●●●●●●●●●●●	
整備	整備計画	整備基本計画	■
		基本設計	■
		実施設計	■
	保存のための整備	地下遺構・地上遺構の保護	■
		史跡境界の明示	■
	活用のための整備	地下遺構の顕在化	■
		環境整備	■
		案内板・解説板の設置・管理	●●●●●●●●●●●●●●
	ガイダンス施設・機能の検討	●●●●●●●●●●●●●●	
運営・体制の整備	保存活用整備の体制	庁内の体制整備	■
		専門職員の配置	■
		外部有識者等の指導・助言	■
	地域との協力	周知啓発	■
		ワークショップ等の開催	●●●●●●●●●●●●●●
	計画管理	経過観察	●●●●●●●●●●●●●●
	計画の見直し	■	

凡例

●●●●●●●●●●●●●● …実施 ■ …準備期間（必要に応じて実施） ●●●●●●●●…継続期間

短期計画

- 史跡内容確認調査の実施。
- 史跡の価値を伝えるため、パンフレットや出前授業等の更新。
- 保存活用計画の内容をふまえた整備計画の策定。
- 中心伽藍の顕在化をはじめとする史跡整備工事への着手。 等

中・長期計画

- 調査研究の継続的な実施。また、調査成果をもとに本質的価値の見直しを行う。
- 史跡を活用した観光事業や案内板等の多言語化、デジタルコンテンツの整備。
- 整備計画に基づく史跡整備工事の実施。
- 保存活用計画の見直し。 等

項目 / 期間			短期計画 (～ R10)	中・長期計画 (～ R20)
保存・管理	調査研究の継続的な実施	発掘調査、史料調査	●●●●●●●●●●●●●●●●●●	
		地上遺構の状態に関する調査	●●●●●●●●●●●●●●●●●●	
		その他必要な調査		■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
		指定地外に係る確認調査	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
	現状変更行為の制限	現状変更に係る周知等	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
	適切な日常管理	除草、消毒、日常の点検等	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
	追加指定	追加指定の検討		■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
公有地化	公有地化	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■		
活用	教育における活用	パンフレット・ガイドブックの作成・配布	●●●●●●■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
		出前授業等メニュー作成	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	
		出前授業・歴史講座	●●●●●●■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
		博物館等での展示	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
	観光における活用	周遊ルート検討	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	
		観光事業の検討・実施		■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
		多言語化の検討・整備		■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
	まちづくりにおける活用	現地ガイドの養成	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
		現地ガイドによる案内	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
	情報発信の強化	デジタルコンテンツの検討	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
		デジタルコンテンツの整備・活用	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
現地説明会・史跡めぐり・講演会等の開催		■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■		
HP等での発信		●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	
整備	整備計画	整備基本計画		■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
		基本設計		■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
		実施設計		■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
	保存のための整備	地下遺構・地上遺構の保護		■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
		史跡境界の明示		■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
	活用のための整備	地下遺構の顕在化		■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
		環境整備		■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
		案内板・解説板の設置・管理	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
		ガイダンス施設・機能の検討	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
	運営・体制の整備	保存活用整備の体制	庁内の体制整備	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
専門職員の配置			■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
外部有識者等の指導・助言			■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
地域との協力		周知啓発	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
		ワークショップ等の開催	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
計画管理		経過観察	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
		計画の見直し		■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

凡例
 ■■■■■■■■■■ …実施 ■■■■■■■■■■ …準備期間 (必要に応じて実施) ●●●●●●●●●● …継続期間

短期計画

- 史跡内容確認調査の実施。
- 史跡の価値を伝えるため、パンフレットや出前授業等の更新。
- 整備基本計画の策定準備。 等

中・長期計画

- 調査研究の継続的な実施。また、調査成果をもとに本質的価値の見直しを行う。
- 史跡を活用した観光事業や案内板等の多言語化、デジタルコンテンツの整備。
- 保存活用計画の内容をふまえた整備計画の策定。
- 保存活用計画の見直し。 等

方向性

計画策定後の保存(保存・管理)、活用、整備、運営・体制の整備について定期的・日常的に経過観察を行うことにより、施策の進捗状況を把握・管理することに努め、適切な推進を図る

方法

経過観察によって把握された課題を踏まえ、当初の目的が達成できるよう個別の施策や事業計画、運営体制等について見直しを行う。また、本計画についても施策、事業の進捗や新たに把握された課題を踏まえ、必要と判断された場合は見直しを行う。



笛吹市教育委員会

文化財課 国分寺跡整備担当

〒406-0031

山梨県笛吹市石和町市部809番地1

TEL 055-261-3342

令和6(2024)年 3月発行

